

# 伊丹市少年補導委員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司
- (2) 民生委員児童委員・主任児童委員
- (3) 伊丹市自治会連合会から推薦された者
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

(任期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、少年補導委員記章（様式2）を着用しなければならない。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

様式1

|                            |      |              |  |
|----------------------------|------|--------------|--|
|                            |      | No. ....     |  |
| 下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。 |      |              |  |
|                            | 氏 名  | ( 才 )        |  |
|                            |      | 年 月 日生       |  |
| 写<br>真                     | 住 所  | 伊丹市          |  |
|                            | 所 属  | 伊丹市立少年愛護センター |  |
|                            | 発 行  | 年 月 日        |  |
|                            | 有効期限 | 年 月 日        |  |
| 伊丹市教育委員会                   |      |              |  |

様式2

